4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者名等
ア　貸金業者名
山下　貴史
イ　犯行に利用した電話番号
090―8229―1818、090―7538―2677
ウ　利息等を受領した金融機関の口座名義人
佐賀銀行那珂支店山下貴史名義　口座番号1076276
ゆうちょ銀行松元実名義　記号番号17410―6998001
ゆうちょ銀行松元実名義　記号番号17450―95412801
⑵　主な犯行態様
ア　知人や知人から紹介された借受人に現金を手渡し、または借受人が指定した口座へ振込入金する。
イ　元本・利息の返済は、天引き、手渡しまたは被告人が指定した預（貯）金口座へ振込入金させて、回収する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金541万4,976円
6　支給申請期間　平成29年９月14日から同年11月13日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　山下　貴史
⑵　裁判所名　福岡地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成29年３月６日
⑷　確定年月日　平成29年３月22日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、無登録で貸金業を営んだ貸金業法違反の犯罪行為及び前記３⑵の犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと考え、平成26年９月11日ころから平成28年９月23日ころまでの間、131回にわたり、貸し付けた金銭の元本及び利息の支払として各借受人をして、被告人が管理する他人名義の銀行の口座２口座に現金合計1,538万9,000円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号092―734―9092（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第２０１６号
山形県東田川郡三川町大字押切新田字三本木77番地
申立人　今野　新一
本籍山形県東田川郡三川町大字押切新田字三本木60番地、最後の住所山形県東田川郡三川町大字押切新田字三本木60番地、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日平成27年９月４日、出生の場所山形県東田川郡押切村、出生年月日明治42年12月20日、職業無職
被相続人　亡　富樫千代美
山形県鶴岡市ほなみ町１番１号ナエズサトウテナント２―Ａ
相続財産管理人　日詰　直史
山形家庭裁判所鶴岡支部

平成２８年（家）第８８７号
埼玉県さいたま市桜区山久保２丁目13番１号
申立人　榎本　正壽
本籍埼玉県さいたま市桜区山久保２丁目73番地１、最後の住所埼玉県さいたま市桜区山久保２丁目15番５号、死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区、死亡年月日平成28年１月24日、出生の場所埼玉県北足立郡土合村、出生年月日大正15年２月９日、職業不動産賃貸業
被相続人　亡　榎本　久子
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７―11―２　松栄浦和ビル４階　新埼玉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂下　裕一
さいたま家庭裁判所

平成２９年（家）第８０２０３号
埼玉県さいたま市浦和区元町２―６―10
申立人　レーベンハイム浦和元町管理組合
本籍東京都豊島区巣鴨４丁目984番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区元町２丁目６番10号802、死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区、死亡年月日平成28年７月18日、出生の場所東京都小石川区、出生年月日昭和19年７月30日、職業不詳
被相続人　亡　修理　初江
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂２―１―16浦和大熊ビル３階　つきのみや法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊東　結子
さいたま家庭裁判所

平成２９年（家）第８０２６３号
埼玉県深谷市武蔵野3477番地
申立人　富田　福司
本籍埼玉県さいたま市北区日進町３丁目693番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町３丁目693番地、死亡の場所埼玉県さいたま市北区、死亡年月日平成29年３月以下不詳、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和40年２月９日、職業無職
被相続人　亡　冨田　勝典
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂３―５―７　高砂建物ビル６階603号　稲野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稲野　正明
さいたま家庭裁判所

平成２９年（家）第３００９６号
千葉県野田市野田29番地
申立人　東正寺
本籍千葉県野田市野田335番地、最後の住所千葉県野田市野田335番地、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日平成28年６月16日、出生の場所千葉県東葛飾郡野田町、出生年月日昭和24年４月24日、職業不詳
被相続人　亡　中村　幸雄
事務所千葉県柏市柏６丁目９番18号柏パークビル５階柏の森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　**釼**　宮子
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２９年（家）第３０１３１号
茨城県石岡市半田1706番地１
申立人　島田　光男
本籍茨城県土浦市大手町1002番地、最後の住所千葉県柏市北柏２丁目６番地の２、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成29年６月22日、出生の場所茨城県土浦市、出生年月日昭和２年９月５日、職業無職
被相続人　亡　小林　やす
事務所千葉県松戸市本町18番地４ＮＢＦ松戸ビル５階ときわ綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白石　知江
千葉家庭裁判所松戸支部